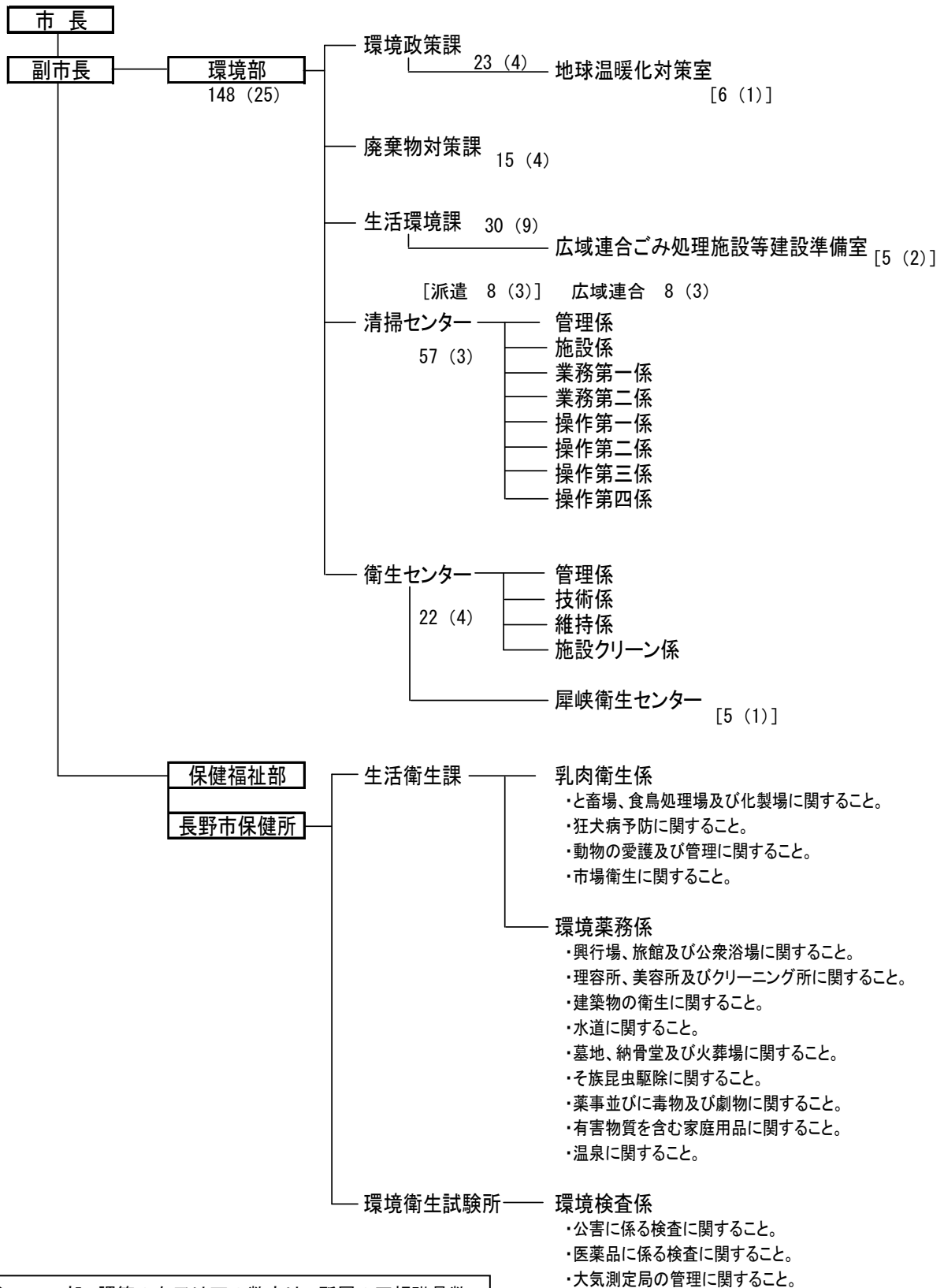


長野市の環境行政について

行政組織 (H23. 4. 1 現在)



注 1 部、課等の右又は下の数字は、所属の正規職員数。
 () 内は、管理職数で内書き。
 2 [] 内の職員数は、当該部局又は課の内書き。

<p>環境政策課</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関すること。 ・課の庶務に関すること。 ・環境保全施策の企画及び調整に関すること。 ・環境基本計画に関すること。 ・環境教育・環境学習に関すること。 ・環境白書・環境情報の整備に関すること。 ・自然環境保全に関すること。 ・環境マネジメントシステムに関すること。 ・環境影響評価に関すること。 ・美化の推進に関すること。 ・環境審議会に関すること。 ・水質汚濁、大気汚染及び悪臭の防止に関すること。 ・騒音及び振動の規制に関すること。 ・土壌汚染の対策及び防止に関すること。 ・地下水の保全及び地盤沈下の防止に関すること。 ・特定化学物質対策に関すること。 ・公害の苦情、相談及び処理に関すること。 ・あき地清潔保持に関すること。 ・公害防止管理者等に関すること。 ・浄化槽の普及及び促進に関すること。 ・浄化槽設置の届出等に関すること。 ・浄化槽の維持管理に係る指導及び監督に関すること。 ・部内の他課の分掌に属さないこと。
	<p>地球温暖化 対策室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市地球温暖化対策地域推進計画に関すること。 ・長野市役所地球温暖化防止実行計画に関すること。 ・新エネルギー等の利用に関する調査研究に関すること。 ・新エネルギー等の利用の促進に関すること。 ・省エネルギーの推進に関すること。
<p>廃棄物対策課</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること。 ・一般廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定に関すること。 ・一般廃棄物処理業者の指導に関すること。 ・一般廃棄物処理施設の設置許可等に関すること。 ・一般廃棄物処理施設の指導に関すること。 ・一般廃棄物の適正処理に関すること。 ・浄化槽清掃業の許可に関すること。 ・浄化槽保守点検業者の登録に関すること。 ・産業廃棄物処理施設の設置許可等に関すること。 ・産業廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定に関すること。 ・産業廃棄物の監視及び行政指導に関すること。 ・行政処分に関すること。 ・産業廃棄物の適正処理に関すること。 ・不法投棄に関すること。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）による再資源化等に係る必要な措置等に関すること。 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）による登録、許可等に関すること。
<p>生活環境課</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること。 ・一般廃棄物処理計画の策定に関すること。 ・ごみ処理施設の建設計画に関すること。 ・ごみ処理事業に係る調査、統計及び分析に関すること。 ・ごみの減量及び再生利用の企画及び推進に関すること。 ・ごみ処理の広域化計画に関すること。 ・ごみ処理手数料に関すること。 ・適正処理困難物対策に関すること。 ・不法投棄防止パトロールに関すること。 ・ごみの分別収集の企画及び指導に関すること。 ・ごみの定期収集に関すること。 ・ごみ集積所に関すること。 ・ごみ指定袋の販売に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ収集に関すること。 ・廃棄物減量等推進審議会に関すること。 ・生活排水処理基本計画に関すること。 ・し尿等処理の企画に関すること。 ・し尿等の収集並びにし尿処理手数料の調定及び賦課に関すること。 ・し尿等処理施設の整備に関すること。 ・し尿処理手数料の滞納整理に関すること。 ・生活雑排水処理に関すること。
	広域連合 ごみ処理施設等 建設準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合ごみ処理施設の建設推進に関すること。 ・広域連合ごみ処理施設周辺環境整備に関すること。
清掃センター	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの庶務に関すること。 ・ごみの搬入指導及び計量に関すること。 ・ごみ処理に係る手数料の徴収に関すること。 ・ごみ処理の統計に関すること。 ・資源物の処理に関すること。 ・リサイクルプラザに関すること。 ・指定廃棄物等の処理に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の管理及び整備に関すること。 ・電気工作物の保安に関すること。
	業務第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却投入指導に関すること。 ・ごみの直営収集（道路、河川等の美観維持のための収集を含む。）に関すること。 ・愛玩（がん）動物の処理に関すること。
	業務第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの最終処分業務に関すること。 ・最終処分施設の維持管理に関すること。
	操作第一～第四係	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の運転操作及び維持管理に関すること。
衛生センター	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの庶務に関すること。 ・センターの管理運営に関すること。 ・し尿等の搬入受付に関すること。 ・緊急時のし尿収集作業に関すること。 ・し尿収集運搬業者合理化事業計画に関すること。
	技術係	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の管理及び整備に関すること。 ・電気工作物の保安に関すること。
	維持係	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の運転業務及び維持管理に関すること。
	施設クリーン係	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレの整備に関すること。 ・公衆トイレの維持管理に関すること。
	犀峽衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿等の搬入受付に関すること。 ・し尿処理施設等の管理及び整備並びに運転業務に関すること。 ・電気工作物の保安に関すること。